

# (国交省)

## 第2種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者（社内安全教育以外）

### ■運行管理の高度化に対する支援

申請受付期間	令和元年9月20日～12月20日
補助対象	平成31年4月1日～令和元年12月20日までに国土交通大臣認定のデジタコ又はドライブレコーダーを導入した場合
補助額	取得に要する経費の1/3 [上限] ①デジタコ ・車載器 3万円/1台 ・事務所機器 10万円/1台 ③ドラレコ ・車載器 2万円/1台 ・事務所機器 3万円/1台 ※一体型の場合は、車載器5万円、事務所機器13万円 ※1事業者あたりの上限80万円まで

### ■過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

申請受付期間	令和元年9月20日～12月20日
補助対象	国土交通大臣が選定した以下の機器を購入取付、支払いが完了している場合 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器 ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ④運行中の運行管理機器
補助額	取得に要する経費の1/2 ※デジタコ、ドラレコの場合は、上記「運行管理の高度化に対する支援」と上限額同じ ※1事業者あたりの上限80万円まで

## 令和元年度 事故防止対策費補助金

(補助対象事業者) 資本金3億円以下又は従業員300人以下の一般・特定貨物自動車運送事業者、

### ■社内安全教育の実施に対する支援

申請受付期間	令和元年9月20日～10月31日
補助対象	国土交通大臣が認定したコンサルティングの活用に係る経費 ※申請書提出から契約まで1カ月以上の期間があり、令和2年2月14日までにコンサルタントが完了していること
補助額	コンサルティングの活用にあつる経費の1/3 [上限] 100万円

### ■先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援

申請受付期間	令和元年9月20日～12月20日
補助対象	平成31年4月1日以降に以下装置を搭載した事業用車両(車両総重量3.5t超)を新規購入した場合(①、③車両総重量20t以下、②、④13tトラクター含む) ①衝突被害軽減ブレーキ(後付け可)      ③車両安定性制御装置 ②ふらつき注意喚起装置      ④先進ライト 車線逸脱装置      ⑤側方衝突警報装置 車線維持支援制御装置
補助額	取得に対する経費の1/2 [上限] ①10万円/1台      ②5万円/1台      ③10万円/1台 ④10万円/1台      ⑤5万円/1台 ※同一車両に複数の装置を装着する場合、上限15万円まで

※石川県トラック協会の助成制度と併用は出来ません。

申請窓口及びお問合せ先 石川運輸支局 検査整備保安部門 TEL 076-208-6000 ※ガイダンス後「2」を選択  
(金沢市直江東1-1)

申請方法等制度の詳細につきましては、当協会ホームページより確認できます。

<http://www.ishitokyo.or.jp/>

ホーム > 最新情報または助成・融資制度